

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する全ての者に門戸を開き、多くの優秀な人材を受け入れる。)

- ・ 多様な人材を国内外から積極的に受け入れるため、特に女子学生と外国人留学生を対象とした情報発信を積極的に進める。また、学生の円滑な受入れに向けた入試体制の検討を進める。

(中期目標：前期及び後期の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。)

- ・ 学部前期課程においては、全学の教員の参加を得て、総合科目、主題科目等の分野横断的な科目を通じて、専門分野にとらわれない教養教育を追求する。また、進学振分け制度を適切に運用する。
- ・ 学部後期課程教育の改善を進めるため、全学的な検討体制を整備し、教育課程の体系化や各学部の学問分野の特性に応じた学習成果等について検討する。
- ・ 学生の社会性向上のための多様な体験の機会として、学生と卒業生との交流を通じて、異なる世代が持つ職業観や人生観、仕事との向き合い方に触れる「知の創造的摩擦プロジェクト」交流会を開催する。また、日本人学生と留学生との交流及び地域ボランティア団体との交流を推進する。

(中期目標：総合研究大学として、大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する。)

- ・ 修士課程では、主専攻以外の分野の知識を習得できる大学院部局横断型教育プログラムを実施するなど、専門性を深めるとともに、幅広い分野の知識の習得を可能とするプログラムを提供する。
- ・ 博士課程では、引き続き博士学位の質を確保しつつ授与を促進する。
- ・ 博士課程修了者向け就職情報の充実を図るとともに、企業説明会、ワークショップ等のイベントを通じてキャリア形成支援を行う。
- ・ 専門職学位課程では、ダブル・ディグリー制を導入する専門職大学院において、交換留学を実施するなど国内外で活躍しうる高度専門職業人を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学問や社会の変化に対応して教育体制を見直し、優れた教員を適切に配置するとともに、その教育力を向上させる。)

- ・ 大学院の適正な入学定員について検討する。
- ・ 教職員の一定数を総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システムにより配分する制度を引き続き実施する。
- ・ 海外や民間の優秀な人材の確保を図るため、学内のニーズを集約するとともに、その結果を踏まえ、柔軟な人事上の措置について検討する。
- ・ 社会の要請に対応する教育内容を引き続き提供するとともに、社会人特別選抜等を活用し、社会人の受入れを推進する。
- ・ 優れた人材を教育支援者として配置するため、ティーチング・アシスタント(TA)制度の積極的な活用を進めるとともに、TA育成プログラムについて検討を開始する。
- ・ 教育改善活動を支援する体制を拡充するために、大学総合教育研究センターの組織見直しについ

て検討する。

- ・ 学生生活実態調査を実施するとともに、調査結果の更なる活用に向けて、実施体制の改善を図る。
- ・ 学部卒業生を対象とした大学教育の達成度調査を引き続き実施する。

(中期目標：多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。)

- ・ 教養教育の推進のため、能動的学習や討議力を促進させる学び空間としての「理想の教育棟」について、第一期棟の整備を推進する。
- ・ 学生の主体的な学習を支援するために、教育環境の改善に取り組む。附属図書館においては、学術雑誌・電子ジャーナルを提供し、安定的に整備するための運用方式等についてさらに検討を行う。
- ・ 教育へのIT活用を引き続き行い、「UT Open Course Ware (UTOCW)」及び「TODAITV」の充実を図るなど、授業情報等の発信を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学習支援や学生生活に伴う各種の相談に応ずる体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。)

- ・ 学部前期課程では、主体的に学習や研究に取り組む力を養うため、能動的な学習や討議力の養成に資する授業を拡充するとともに、初年次活動センターの充実を図る。
- ・ 本郷・駒場・柏・白金の各キャンパスにおいて、学生生活に伴う様々な相談への対応の充実を図るとともに、啓発活動の一環として学生を対象とした講演会や予防教育プログラムを実施する。また、学生対象のカウンセリングや教職員・保護者対象のコンサルテーションの充実を図る。
- ・ 卒業生による業界研究会、合同会社説明会、ワークショップ等の各種イベントのほか、学生と卒業生との交流会を実施するなど、キャリア形成支援を推進する。また、外国人留学生の国内企業等への就職活動を支援する。

(中期目標：有為な人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生の経済的支援を充実する。)

- ・ 大学独自の制度を含め、授業料免除を引き続き実施する。また、学生の国内外における学術研究活動を支援する独自の奨学制度や、外国人留学生に対する奨学制度を引き続き実施する。同時に、卒業生による学生支援プログラムとして、新しい奨学金制度の導入を検討する。
- ・ 新追分国際学生宿舎、柏ロッジの運用を開始するとともに、活用可能な民間等の物件の確保に努め、学生寮等の住環境の整備・確保を進める。
- ・ 外国人留学生等の住居に係る計画、管理、情報、サービス等を総合的に取り扱う「ハウジング・オフィス」を設置する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総合研究大学として、人文学・社会科学から自然科学に至るまで多様な分野で世界最高水準の研究を実施する。)

- ・ 全学的研究環境の整備等により、基礎的・基盤的研究、先端的研究、学際的・学融合的研究を着実に推進する。また、最先端研究開発支援プログラムに係る支援体制を整備し、中心研究者等の支援に当たる。
- ・ 共同利用・共同研究拠点では、制度の趣旨を適切に踏まえ、継続的・安定的な運営体制を構築する。
- ・ 分野横断型、課題解決型研究の更なる充実を図るため、総長室総括委員会の下の研究機構等に対

する評価システムを整備する。

- ・ 世界トップレベル研究拠点（WPI）について、重点的な組織整備を行う。

（２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

（中期目標：研究の多様性を堅持しつつ、適正かつ機動的な教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。）

- ・ 海外や民間の優秀な人材の確保を図るため、学内のニーズを集約するとともに、その結果を踏まえ、柔軟な人事上の措置について検討する。
- ・ 総長裁量枠を活用し、特に女性研究者の採用割合が低い分野である、理学系、工学系、農学系の女性研究者の養成を推進する。
- ・ 全学合計で約 230 名分の教員の総長裁量枠及び教員採用可能数再配分システム枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分することにより、新規分野の創成及び既存分野の更新を図る。
- ・ 若手研究者の恒常的なポストの確保を図るため、人事制度を検討する。
- ・ 教員が研究に専念できる環境を整備するため、研究支援体制に関する学内ニーズを集約するとともに、研究支援職員の養成・確保及びリサーチ・アシスタント制度の改善方策等について検討する。
- ・ 定年特例の適用対象を学術支援専門職員、学術支援職員まで拡大し、研究支援職員として多様な人材の確保を図る。
- ・ 間接経費等を適切に活用しつつ、全学的な研究環境の維持・向上を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

（１）社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

（中期目標：社会との連携を通じ、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献する。）

- ・ 最先端の研究成果を活用した政策形成支援機能を有する「政策ビジョン研究センター」とその国際的な知識ネットワーク拡大に向けた支援体制について検討するとともに、課題解決が急がれる社会の高齢化、安心安全、イノベーション制度改革等に関し、政策提言を行う。
- ・ 「Proprius21」のスキームによる国内企業との組織的な産学連携により、共同研究を創出する。また、東京大学産学連携協議会のプラットフォームに基づく産学連携プラザ活動を推進し、知的創造サイクルの活性化を図る。
- ・ 株式会社東京大学エッジキャピタル（UTEK）第2号ファンドを組成し、東京大学関連ベンチャー企業への新規投資を本格的に再開する。
- ・ テクノロジー・リエゾン・フェローとして地方自治体から研修生を受け入れるとともに、これまで実施してきた研修の効果について検証する。
- ・ 企業と連携して、グローバル社会で活躍できる起業家人材育成のため、学生起業家育成プログラム（東京大学アントレプレナー道場）のコンテンツ拡充に加えて、多角的な教育プログラムの開発を追求する。

（中期目標：社会に開かれた大学として、大学の知に対する社会的ニーズに応えとともに、その普及・浸透に貢献する。）

- ・ 大学の知をより幅広く社会に発信するため「東京大学公開講座」、「UTOCW」等について引き続き実施する。また、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム（EMP）等、教育を通じた社会連携を推進する。
- ・ 大学発教育支援コンソーシアムに係る取組を通じて初等中等教育の質の改善に寄与する。
- ・ 所蔵する学術標本・図書・史料等を、良好な保全・管理状態に置くために、修復・保全等の整備

を進めるとともに、貴重資料の画像を電子化して一般公開することにより、資料の保全と同時に社会への情報発信を推進する。

- ・ 東京大学学術機関リポジトリの拡充や博物館等における展示会の開催等を通じて、教育機関をはじめ広く社会一般が東京大学の知に触れる機会を増進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究の国際化を推進し、我が国の世界的存在感を高めるとともに、国際協力関係を醸成し、人類社会に貢献する。)

- ・ 本部国際関係部署、国際関係委員会の整理・統合により、国際化を一層推進するための体制整備を行い、国際関係業務の機能強化と外国人留学生及び外国人研究者に対するサービスの充実を図る。
- ・ 外国人留学生の積極的な受入れを促進するため、諸外国に配置する拠点等を活用した情報収集・発信を推進するとともに、英語で学位を取ることができる教育プログラムの整備・充実を図る。また、外国人留学生のニーズに合わせた日本語コースの展開や、日本文化・社会への理解を深める各種イベントを引き続き実施する。
- ・ 学部前期課程の理系学生を対象として少人数クラスで英語ライティングを教える「ALESS (Active learning of English for Science Students)」を着実に実施する。また、部局における英語力強化の取組を全学的に推進する。
- ・ 日本人学生の海外留学等の着実な増加を推進するため、説明会の開催やウェブサイトの充実などを進め、有益な海外留学情報を積極的に周知する。

(中期目標：世界に開かれた大学にふさわしい教育研究環境を充実させる。)

- ・ G8 大学サミットをはじめとする世界の主要大学が集まる会議や IARU (International Alliance of Research Universities) 等の国際大学連合の活動に積極的に参加し、大学間連携を強化する。また、既存の海外拠点を活用して、関係大学との交流強化のためのイベントを行う。
- ・ 外国人留学生等の住居に係る計画、管理、情報、サービス等を総合的に取り扱う「ハウジング・オフィス」を設置する。
- ・ 外国人教員・研究者の雇用を推進するために必要とされる人事上の手続き等の改善事項について、学内ニーズの集約を行い、実施について検討する。また、外国人教員・研究者の雇用関係書類の英文化を進める。
- ・ 「東京大学国際化推進長期構想」を踏まえ、国際関係業務に関する高い専門性を持った特任専門職員等と常勤の職員が協働することにより、国際化に対応した業務体制を整備する。また、海外研修、語学研修等について、受講者等の意見も反映させ、さらに有益な研修を企画・実施するとともに、学習機会の拡大を図る。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(中期目標：大学病院としての医療の質の向上を図り、良質な医療人の養成、先端医療開発を推進しつつ、適切な運営基盤を確保する。)

- ・ HOMAS 等により得られたデータを活用するなど、より詳細な経営分析を行い、病院経営改善に向けた取組を進める。
- ・ 優秀な医師を確保するために、非常勤医師の称号変更や女性医師の職場復帰を促進する勤務体系の実施に向けて就業規則等の改正を行う。
- ・ 日本医療機能評価機構の評価認定 (Ver.6) を取得するとともに、クリニカルパスの整備を推進し、医療の質の向上を図る。

- ・ 患者紹介状況等に関するシステムを構築し、地域医療機関との連携強化を推進する。また、救命救急センターの整備やがん登録及び相談の充実を図り、拠点病院としての機能を果たす。
- ・ 臨床研究を推進するために、トランスレーショナルリサーチ（TR）推進体制や臨床研究支援センターの設置による支援体制の充実を図る。
- ・ より質の高い臨床研修を実施するために研修医・指導医の評価方法の拡充、プログラム内容の見直しについて検討する。専門（後期）研修プログラムについては、地域・診療科の医師の偏在の是正に向けたカリキュラムを検討する。
- ・ 看護学生・薬学部学生等の臨床実習の受入れを推進し医療人育成に取り組む。また、医師、看護師、薬剤師をはじめとした種々の医療人の再教育を支援する。

（４）附属学校に関する目標を達成するための措置

（中期目標：附属学校の設置目的を踏まえた教育研究の在り方を示し、中等教育学校のモデル校としての役割を果たす。）

- ・ 双生児データベースの構築を推進するとともに、そのデータを用いた研究に着手する。
- ・ 教育実習の充実を図るために、教育実習オリエンテーション・まとめの会の改善を図る。
- ・ 学校教育高度化専攻に所属する大学院学生の研究・実践フィールドとしての機能の充実を図るなど、教育学研究科との連携を推進する。
- ・ 総合運動施設の建設や海洋研究所の移転による校地の変更を見据え、将来計画担当の副校長を中心として、将来的な教育施設設備の計画の作成に着手する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

（中期目標：総長のリーダーシップの下、各部署の自律性を活かして全学的な協調を図り、活力ある組織運営を行う体制をつくる。）

- ・ 総長のリーダーシップにより、新たな行動計画となる「行動シナリオ」を策定し、初年度としてその着実な実現に向け、「行動シナリオ」の意図や内容を説明し、構成員の理解を得、あるいは社会一般にアピールする広報・啓発活動を行う。
- ・ ガバナンスの強化に向けて、学内委員会や本部事務組織に置く室等の見直しを行うとともに、教育研究情報を自己改善と持続的発展に活かせる組織体制の在り方について検討を進める。
- ・ 総長裁量経費について、機動的、重点的な学内資源配分を推進するとともに、各部署の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源として確保し、優先順位にしたがって再配分する。

（中期目標：組織を支える教職員の力が最大限発揮される環境を整備する。）

- ・ 必要とされる雇用形態や雇用条件について、学内ニーズの集約を行い、その結果を踏まえ、改善と柔軟な運用を検討する。また、教職員の人材交流を促進させるため、出向制度を整備する。
- ・ 総長裁量枠を活用し、特に女性研究者の採用割合が低い分野である、理学系、工学系、農学系の女性研究者の養成を推進する。
- ・ 教員の行動規範・規準の検討に着手する。
- ・ 平成21年度に策定した教員評価制度運用指針に基づき、教員評価の具体的な実施方法等を検討する。
- ・ 採用に際しては、引き続き高度な資格や資質等を有する優秀な職員の採用を行う。採用後においては、職員評価の実施や研修制度の充実、人事異動、出向制度の活用などにより職員の資質向上を

図る。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。)

- ・ 教員と職員の協働体制を目指した新たな本部事務組織の再編方針を策定する。併せて業務分担や業務内容の見直し、業務方法等の改善方策を検討し、業務のスリム化を進める。
- ・ 教職員から業務改善の提案を受け付け、優れた取組を「業務改善総長賞」として表彰する。また、各業務担当との連携による当該年度の業務改善課題の設定等により、教職員の意識向上を図る。
- ・ 業務システムの融合化と効率化のための全体計画及び実施のためのガイドラインを策定し、それに基づく取組を進める。また、システムに関連する業務プロセスの見える化や運用体制の見直しを実施し、業務の質的向上を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資金の安定確保に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の質の向上を目指し、必要な収入を確保する。)

- ・ 施設利用料など既存の自己収入科目について、管理運営コスト等を踏まえ料金を見直し、適切な水準となるよう設定するとともに、新たな自己収入科目の開拓に向けた検討を進める。
- ・ 病院収入の増加に関し、病床稼働率を維持しつつ、平均在院日数の適正化を推進するとともに、適切な DPC (診断群分類別包括評価) のコーディング及び出来高払い部分の請求漏れ防止に努める。
- ・ 授業料等学生納付金について、教育の機会均等の理念や国の定める標準額を踏まえ、適切な水準とする。
- ・ 年間を通じた資金繰り計画表及び日々の資金繰り計画表を作成し、頻度の高い短期運用を行う。また、中期計画期間を俯瞰した、長期運用計画を策定する。
- ・ 外部資金の公募、新規事業の開始、制度の改正等に関する情報を外部資金ポータルサイト等に掲載し、学内への迅速かつ的確な情報提供を推進する。
- ・ 多様な寄附メニューの立案、検討を行い、寄附者(個人、法人)が寄附しやすい環境を整えるとともに、東京大学基金の支援により実現が可能となる全学的なプロジェクトを、学内外へ分かりやすく示し、東京大学基金の目的や果たす役割について理解を求める。

2 資金の効果的使用に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学内資金を効果的に配分し、有効利用に取り組むとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。)

- ・ 各教育研究分野の多様性と特性を踏まえ、基盤的経費の措置や間接経費等による教育研究環境の整備等、学内資金の効果的配分を行う。
- ・ 資金の有効利用を推進するため、旅費業務全般についてのアウトソーシング、図書協同購入プランの推進など、調達方法の改善に向けた取組を引き続き実施する。
- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 22 年度は概ね 1% の人件費削減を図り、平成 18 年度から 5 年間で総人件費 5% 以上の削減目標を達成する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：資産の有効活用を推進する。)

- ・ 年間を通じた資金繰り計画表及び日々の資金繰り計画表を作成し、頻度の高い短期運用を行う。また、中期計画期間を俯瞰した、長期運用計画を策定する。
- ・ 保有不動産の有効利用を推進するため、学内不動産の利用状況を調査し、貸付範囲の拡大等の方策について検討を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界最高水準の総合研究大学としてふさわしい自己点検・評価を実施し、結果を積極的に公表するとともに、大学運営の改善に資する。)

- ・ 全学的な自己点検・評価の在り方や、社会への評価結果の公表方法について検討を行い、指針を策定する。
- ・ 全学的な教育研究の活性度等の状況を調査・集積するとともに、大学の国際比較のための方法等について検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学が有する情報発信媒体の全てを活用し、教育研究の成果を国内外に広く発信する。)

- ・ 教育研究の成果等について、学内外広報誌やプレスリリース、オープンキャンパスなど、最適な情報発信媒体を通じて、積極的に社会に発信する。また、東京大学ホームページについては、利用者の利便性を考慮し、掲載項目等の整理を行う。
- ・ 海外からのアクセスを考慮し、東京大学ホームページ外国語版の掲載項目等について見直しを行うとともに、東京大学の魅力を海外にアピールできるコンテンツの充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応する良好なキャンパス環境整備を推進する。)

- ・ 本郷地区、駒場地区及び柏地区キャンパス整備計画概要等の改正を行う。
- ・ 柏 期用地機能移転整備の基本計画及び多摩農場建物等整備の基本計画を策定する。
- ・ 各地区において、PFI 事業、施設整備補助金、寄附金等を財源として、計画的に施設整備を進める。
- ・ 農学部地区空調用熱源の高効率化や、TSCP (Todai Sustainable Campus Project) に関する学内連絡組織を通じた運用改善により、省エネルギー対策を実施する。また社会に向けて、低炭素活動の情報発信を行う。
- ・ 安全・安心で快適なキャンパスの整備に向け、耐震診断法定外建物の診断について年次計画を策定し、診断を順次実施する。また、エレベータの設置・多目的トイレの設置等、バリアフリー整備を推進する。
- ・ 施設の維持・向上に向け、施設設備管理システムを立ち上げ保全管理業務をシステム化し、情報の整理と共有化を図るとともに、本郷地区キャンパスの保全管理業務の一元化を推進する。
- ・ 施設・設備の有効活用を図る観点から、新営・改修建物の一部 (300 m²程度) を全学共同利用スペースとして確保する。また、専有スペースのスペースチャージの導入を段階的に実施し、活用度の低いスペースの有効利用・共同利用を推進する。
- ・ 研究設備を最大限有効に活用するため、共用研究設備管理システムについて、効果的な運用のた

めの環境整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。)

- ・ 教育研究活動における安全管理体制の充実を図るとともに、安全衛生業務支援システム(UTSMIS)において、eラーニングなどを活用し安全教育・講習の充実を行う。また、UTSMISへの特定機械等の登録、放射線取扱者等管理システム・全学核燃料物質管理システムの基本計画を進める。
- ・ 危機事象の未然防止、迅速な把握及び的確な対処を図るため、学内リスクの総点検を行い、全学的なリスク管理体制の充実を図る。
- ・ 平成21年度に収集した不明廃棄物を、安全かつ適正に処理する。

(中期目標：事故、災害、環境汚染等の未然防止と被害の軽減に取り組むとともに、情報セキュリティの強化を推進する。)

- ・ 防災に備えた体制を見直すとともに、学内のセーフティマップを整備し、災害時の安全な集合場所などを周知する。また、関係機関と連携した防災訓練を行う。
- ・ 平成21年度に実施した情報セキュリティ・ポリシー実施状況調査の結果に基づき、既存の基本方針、対策基準等の規程の見直しを実施する。また、学内構成員に対する情報リテラシー向上のための研修を実施するとともに、情報セキュリティ意識向上のためのリーフレット等を配布し全学への啓発活動を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の諸活動に関係する法令等の的確な遵守のための取組を推進する。)

- ・ 全学的な法令遵守体制を強化するため、役員レベルの総括組織を設置するとともに、学内のコンプライアンス体制の点検を実施する。構成員一人一人が高い倫理観を持って行動するよう、研修等を通じて、教職員の法令遵守の意識の向上を図る。
- ・ 人権擁護に関する体制の見直しを進めるとともに、ハラスメント防止のための啓発活動等を引き続き実施する。
- ・ 不正使用防止計画に基づき、研究費不正防止対策を推進する。研究費使用ルールの改善に関しては、学内相談窓口を明確化するとともに、資金ごとに異なる使用ルール等について、関係各所と協議を進める。
- ・ 巡視・ヒアリングによる指導と助言を行い、薬品の利用実態を把握するとともに、棚卸しによる薬品の整理・整頓及び不要試薬の廃棄を推進する。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

1. 短期借入金限度額

200億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院総合文化研究科・教養学部の土地の一部(東京都渋谷区富ヶ谷二丁目1442番地1 3.88

m²)を譲渡する。

2. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市山部1,416.17m²)を譲渡する。

3. 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部(千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17m²)を譲渡する。

4. 海洋研究所および教育学部附属中等教育学校の土地の一部(東京都中野区南台一丁目28-1 8380.15m²)を譲渡する。

5. 旧二宮果樹園の土地の全部(神奈川県中郡二宮町中里字諏訪脇518-1外 42,145.42m²)を譲渡する。

6. 検見川第二職員宿舎の隣接地(千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92m²)を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
【施設整備費補助金(平成21年度補正予算)】	総額	施設整備費補助金 (7,990)
・(本郷)耐震・エコ再生 研究棟(理学系等)	12,534	船舶建造費補助金 (0)
・(柏)先端研究施設 ジェロントロジー研究棟		長期借入金 (0)
・(柏)先端研究施設(WPI) 数物連携宇宙研究機構研究棟2号館		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179)
・設備費		民間出えん金(寄附) (4,365)
【施設整備費補助金(平成22年度当初予算)】		
・(本郷)総合研究棟(分子細胞生物学研究・農学生命科学)		
・(地震)総合研究棟施設整備事業(PFI)		
・(駒場)オープンラボラトリー施設整備事業(PFI)		
・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業(PFI)		
・(駒場)駒場コミュニケーション・プラザ		

<p>施設整備事業（PFI）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（PFI） <p>【国立大学財務・経営センター施設費交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修 <p>【民間出えん金（寄附）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（駒場）総合研究棟（ - ） ・（駒場）理想の教育棟 ・伊藤国際学術研究センター ・フードサイエンス棟 		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

（1）雇用方針

- ・性別、年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれない、教職員の多様性を促進し、能力・適性に合った雇用・人事を行う。
- ・国内外の優秀な人材を集め、研究の多様性を確保する。
- ・若手研究者の恒常的なポストの確保を図る。
- ・定年特例の適用対象を学術支援専門職員、学術支援職員まで拡大し、研究支援職員として多様な人材の確保を図る。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システム資源として確保し、優先順位にしたがって再配分する。
- ・男女共同参画を推進するために総長裁量枠を活用し、特に女性教員の採用割合が低い分野である理学系、工学系、農学系の女性教員の養成を推進する。

（2）人事育成方針

- ・採用・研修あるいは自己啓発の促進を通じ、高度な資格等を有する職員の割合を高めるとともに、職能開発及び職員評価を推進し、職員の資質向上を図る。特に教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高い専門性をもって教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。

（3）人材交流

- ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。
- ・出向制度による人材交流を促進する。

（参考1） 平成22年度の常勤職員数 6,335人
また、任期付職員数の見込みを 1,294人とする。

（参考2） 平成22年度の人件費総額見込 82,870百万円

（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

（別表）学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数